

## 高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて ～県民の皆さまへ～

令和8年1月13日（火）に、津市の養鶏農場において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。

このことを受けて、県では、全庁を挙げて迅速・確実な高病原性鳥インフルエンザ対策を講じることができるように、「三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を設置し、具体的な対策を進めています。

対応にあたっては、過去に三重県内で発生した事例の経験・教訓をふまえ、津市をはじめ、JAや建設業協会など民間事業者の協力も得ながら、関係機関と連携を取りつつ、県職員を中心とした約500人の体制で、早期の防疫措置終了に向けて対応しているところです。

県民の皆さまには、防疫措置や感染拡大防止対策に支障がありますので、養鶏農場には不用意に近づかないようお願いします。

さらに、防疫措置の実施に伴い、通行等でご迷惑やご不便をお掛けしますが、感染拡大を防止するための措置であることをご理解いただき、ご協力をお願いします。

また、国の食品安全委員会では、鶏卵や鶏肉等を食べることにより、人が鳥インフルエンザに感染する可能性はないと考えられています。このため、必要以上に不安を感じていただく必要はありませんので、流通している鶏卵や鶏肉は、普段通り安心して消費していただけます。

今後も、国や県が提供する正しい情報に基づき、冷静に対応していただきますよう、重ねてお願いいたします。

養鶏農場の皆さま、改めてのお願いになりますが、感染拡大防止の観点から、飼養衛生管理基準の遵守徹底に一層努めていただきますようお願いします。

新たに飼養している鶏等に異常が認められた場合、家畜保健衛生所では、24時間連絡を取れる体制を取っていますので、直ちに最寄りの家畜保健衛生所へ通報いただきますようお願いします。

令和8年1月13日  
三重県知事 一見 勝之